

○学校法人工学院大学評議員選任規程

(平成 28 年 10 月 21 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人工学院大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 31 条各号（第 4 号を除く。）に規定する評議員の選任について定めることを目的とする。

(評議員の定義)

第 2 条 この法人の評議員は、幅広い分野における経験と高い見識を有し、この法人の運営に尽力できる者とする。

(評議員の区分)

第 3 条 選任する評議員は、次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 寄附行為第 31 条第 1 号に規定する評議員（以下「教職員評議員」という。） 10 人
- (2) 同条第 2 号に規定する評議員（以下「卒業生評議員」という。） 10 人
- (3) 同条第 3 号に規定する評議員（以下「有識者評議員」という。） 10 人

(選任の事務)

第 4 条 評議員選任の事務を行うため事務局を設置し、その事務は、総務・人事部長が統括する。

(選任の公示)

第 5 条 事務局は、評議員が任期満了となる年の 1 月に選任のための公示を行う。ただし、補充により新たに評議員を選任する場合は、すみやかに公示を行わなければならない。

(推薦者及び候補者)

第 6 条 評議員の候補者を各区分で推薦により選出する。推薦者及び候補者は、次の表に掲げる者とする。

評議員区分	候補者	推薦者
教職員評議員	専任教職員	専任教職員
卒業生評議員	この法人の設置する学校及びその前身である学校の卒業生（以下「卒業生」という。）で年齢満 25 年以上の者	卒業生で年齢満 20 年以上の者
有識者評議員	寄附行為第 8 条第 3 号に掲げる有識者	理事、評議員、専任教職員、卒業生で年齢満 20 年以上の者

- 2 1 人の推薦者が推薦できる人数は、いずれかの区分において 1 人までとする。
- 3 理事及び評議員である者は、有識者評議員の区分に限り推薦できるものとする。
- 4 自薦及び立候補は認めない。
- 5 専任教職員のうち労働契約に期間の定めがある者（助教を除く。）は、推薦者及び候補者となることができない。
- 6 第 1 項に規定する資格は、公示日現在とする。ただし、就任日において教職員の身分を持たない者は、教職員評議員の候補者となることができない。

(推薦の手続)

第 7 条 候補者の推薦は、第 5 条に規定する公示後 21 日以内に候補者 1 人につき 3 人（有識者評議員の推薦においては 2 人）の推薦者が連署した推薦書及び候補者の同意書を事務局に提出する。

- 2 評議員である者を推薦する場合は、前項の推薦書及び候補者の経歴書を事務局に提出する。

3 複数の評議員区分で推薦を受けた者は、候補者となる区分をいずれか1つにしなければならない。

(推薦書類の確認と公示)

第8条 事務局は、提出された前条第1項及び第2項の推薦書類に不備がないか確認するとともに、候補者を公示する。

(選考)

第9条 評議員会は、候補者の中から最も評議員に適切である者を投票によって選考する。

2 当選者の決定は、得票順とする。当選者を除く得票者の上位2人を補欠者とし、あらかじめ順位を決定する。

3 有識者評議員の選考は、あらかじめ専任教職員又は卒業生でない者から5人(得票同数により当選者が5人を超える場合は、その人数まで)を当選者とし、さらに当該当選者を除いたこの区分の全候補者から残りの当選者を決定する。ただし、専任教職員又は卒業生あわせて5人それぞれ3人を超えてはならない。

4 当選者の末位が同数となり、当選者が第3条各号の人数を超える場合は、抽選により当選者を決定する。

5 補欠者の得票が同数の場合は、抽選により順位を決定する。

(評議員の選任)

第10条 前条の選考結果に基づき、評議員会の決議により評議員を選任する。

(決定の公示)

第11条 事務局は、評議員選任後すみやかに選任された評議員の氏名を公示する。

(欠員の補充)

第12条 評議員に欠員が生じた場合は、当該区分の補欠者が順次就任する。

(評議員の補充)

第13条 各区分の補欠者がすべて評議員に就任した後、寄附行為第35条各号に定める欠員数が生じた場合は、第5条から前条までの規定を準用し、補充を行う。

(評議員の退任事由)

第14条 教職員評議員が、退職等により教職員でなくなったときは、評議員を退任する。

(細則)

第15条 その他、評議員の選任に関して必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議に基づき行う。

附 則

1 この規程は、平成28年12月1日より施行する。

2 この規程の制定により、学校法人工学院大学寄附行為施行細則は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日より施行する。